

次亜塩素酸カルシウムのコンテナ輸送に関するIG/CINSの新ガイドライン

こちらは、英文記事「[New IG/CINS guidelines for the carriage of Calcium Hypochlorite in containers](#)」(2016年5月)の和訳です。

国際P&Iグループ(IG)とCargo Incident Notification System (CINS)のメンバーである船会社は、次亜塩素酸カルシウム(さらし粉)のコンテナ輸送に関する新しいガイドラインを共同で作成しました。この新ガイドラインは、基本的に「IMDGコードおよび予防措置」を考慮しており、IMDGコードの抜粋に、1999年にIGが科学者らの助言を受けて設けた追加の予防措置を付け加えたものです。このガイドラインは、2010年にIGが作成したよくある質問(FAQ)に取って代わるものです。

近年、次亜塩素酸カルシウムが関係するコンテナ火災が明らかに増加しています。このことが船会社の信頼を落としているようであり、船会社によっては極めて厳格な輸送上の予防措置を(荷送人に)課したり、輸送そのものを完全に禁止したりするところも現れる事態に至っています。多くの責任ある荷送人は次亜塩素酸カルシウムを適切に申告し、IGが推奨する追加的予防措置を適用することで問題なく輸送を行っていることも十分に認識していますが、火災事故調査では、大方のケースにおいて、荷送人が次亜塩素酸カルシウムについて、無害あるいはIMDGコードによる輸送要件がより緩いと通常考えられている製品であると誤申告していたことが明らかになっています。毎年大量の次亜塩素酸カルシウムが輸送されている現状において、荷送人による誤申告を無くすこと、また、適切に申告された次亜塩素酸カルシウムを認められた方法で輸送することで、船会社の信頼を回復することが求められています。

IGとCINSのメンバーによって設立された作業グループでは、それぞれの見解や経験を共有し、IGのFAQの徹底的な精査を行ってきました。今回の新ガイドラインはその結果として作成されました。貨物の危険性を取り巻く問題やIMDGコードに基づく分類、コンテナの選択、梱包、積み付けに関する問題までをカバーする、明確で論理的なガイドランスとなることでしょう。

基本的な条項の中には追加的予防措置の柱として、プラスチック製ドラムの使用、十分な空気循環、パッケージ当たりの正味重量45kg制限、コンテナ当たりの最大積載量14トン超過禁止が含まれています。適切なリスク評価が行われていることを条件に、ドライコンテナやリーファーコンテナの使用も可能です。予防措置の詳細については、IG(<http://www.igpandi.org/>)が発行したガイドライン、およびCINSのウェブサイト(<http://www.cinsnet.com/>)でご確認頂けます(また本サーキュラーの英語版にも添付されています)。

IGはCINSの顧問となっており、IG各クラブのメンバーの多くもCINSのメンバーです。IGでは、この機会に、それ以外のコンテナ船会社の皆様にもCINSへご加盟頂ければと思っております。CINSの主な目的は、定期船業界における安全性を向上させるために、特定の貨物や梱包ミスがもたらすリスクを浮き彫りにし、そのリスクに対処することにあります。

国際P&Iグループに加入するすべてのクラブが同様のサーキュラーを発行しています。

上記に関するご質問は、[Mark Russell](#) (Gard, UK)もしくは[ガードジャパン株式会社](#)までお問い合わせください。

GARD AS



Rolf Thore Roppestad
CEO(最高経営責任者)

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gardは本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されています。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。